

箱根町 HOT21 観光プラン推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観光振興における行動指針である箱根町観光振興条例（平成23年箱根町条例第1号）第14条に基づく観光振興計画（以下「観光プラン」という。）の推進を図ることを目的とし、箱根町 HOT21 観光プラン推進委員会の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 行政機関、町議会、観光業者及び観光関係団体等が一体となって、観光を取り巻く環境変化に対応し、観光プランに掲げる将来目標像の達成に向けた議論及び検討をすることにより、箱根観光に関する基本戦略等を決定する組織として、箱根町 HOT21 観光プラン推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 観光プランの策定及び目標設定に関する事項
- (2) 観光プランの推進に係る総合調整に関する事項
- (3) 観光プランの進捗管理に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織等)

第4条 委員会は、別表1に掲げる者をもって組織する。ただし、委員の属する機関から推薦がある場合は、その者を委員とする。

- 2 委員長は、町長をもって充て、副委員長は、箱根DMO（一般財団法人箱根町観光協会）理事長をもって充てる。
- 3 委員会は、別表2に掲げる国・県の関係機関から推薦された者をオブザーバーとする。
- 4 オブザーバーは、必要に応じて意見を述べることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、代理人を出席させるものとする。

- 2 代理人は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて議事に關係ある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会等)

第 8 条 委員会に、第 3 条に規定する所掌事務の細部について検討及び調整をするため、必要に応じて専門部会、ワーキンググループ等を設置することができる。

(事務局)

第 9 条 事務局の構成は、別表 3 のとおりとする。

2 委員会の庶務は、企画観光部観光課及び箱根 DMO が連携して行う。

3 事務局に、必要に応じて事務補助等を置くことができる。

(会議概要の作成及び公表)

第 10 条 町は、会議終了後、遅滞なくその会議概要を作成し、公表するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 28 日から施行する。

(箱根町 HOT21 観光プラン実施計画 2011 推進委員会設置要綱の廃止)

2 箱根町 HOT21 観光プラン実施計画 2011 推進委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 14 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

(委員)

機関 (所属団体等)	役 職
箱根町	町長
	企画観光部長
箱根町議会議員	総務企画観光常任委員長
	観光振興議員連盟会長
箱根 DMO (一般財団法人箱根町観光協会)	理事長
	戦略推進委員長
箱根温泉旅館ホテル協同組合	理事長
	青年部会長
小田原箱根商工会議所	箱根支部長
	青年部会長
箱根町商店連絡協議会	会長
箱根物産寄木工芸協同組合	理事長
箱根コンベンションビューロー	理事長
箱根湯本芸能組合	組合長
小田急箱根ホールディングス株式会社	営業統括部長
伊豆箱根鉄道株式会社	総合企画部長
神奈川県タクシー協会小田原支部	支部長

別表 2 (第 4 条関係)

(オブザーバー)

環境省関東地方環境事務所富士箱根伊豆国立公園管理事務所
神奈川県県西地域県政総合センター
神奈川県県西土木事務所小田原土木センター
神奈川県自然環境保全センター箱根出張所

別表 3 (第 9 条関係)

(事務局)

役 割	担 当
事務局長	企画観光部観光課長
事務局	企画観光部観光課副課長 企画観光部観光課観光係長 箱根 DMO (一般財団法人箱根町観光協会)
事務補助等	観光振興に関する包括的連携協定団体 (J T B グループ)